

第1章 約款

1.1条 (約款の適用) 当社は、この約款の定めるところにより、賃貸自動車（以下「レンタカー」という。）を借受人（運転者を含む。以下同じ。）に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。

1.2条 (この約款に定めない事項について) 法令又は一般の慣習によるものとします。

当社は、この約款に違反する事項で特に申すことがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第2章 賃貸契約

1.3条 (約款) 借受人はレンタカーを借りるに当たって、あらかじめ車種、開始日時、借受場所、借用期間、返還場所、運転者との他の借用条件を明示して予約することができるものとし、当社は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

前項の予約は、別に定める預約申込金を支払い行うものとします。

前項により予約した借受開始時間から1時間以上経過してもレンタカー貸達契約（以下「貸達契約」という。）の締結に着手しなかったときは、予約は取り消されたものとみなします。

第1項の借用条件を変更する場合には、あらかじめ当社の承認を受けなければならないものとします。

ただし、当社が契約し、当社に代つて預約業者を取り扱う旅行社等において予約申込みを行ったときは、その申し込みを受け付けた預約業者代行箇所において予約の取消し、変更等ができることとします。

1.4条 (貸達契約の締結) 当社は、貸し渡しきれるレンタカーがない場合又は借受人が第9条各号に該当する場合を除き、借受人の申し込みにより貸達契約を締結します。貸達契約の申し込みは、前条第1項に定める借用条件を明示して行うものとします。

当社は、貸達契約を締結したときは、別に定める賃料金を申し受けます。

1.5条 (賃料金の支払) 貸達契約は、当社が賃料金を受領し、借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合には、予約申込金は賃料金の一部に充当されるものとします。

当社は、事故、盗難その他の原因によらない事由により予約された車種のレンタカーを貸し渡すことができない場合には、予約と異なる車種のレンタカー（以下「代替レンタカー」という。）を貸し渡すことができるものとします。

前項により貸し渡す代替レンタカーの賃料金が予約された車種の賃料金より高くなるときは、予約した車種の賃料金によるものとし、予約された車種の賃料金より低くなるときは、当社代替レンタカーの前料金によるものとします。

借受人は、第2条による代替レンタカーの貸し渡しの申し込みを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

1.6条 (賃料金の割引) 当社は、借受人が貸達期間中に次の各号の1に該当したときは、何らの請求及び警告をすることなく貸達契約を解除し、直ちにレンタカーの返還請求することができるものとします。この場合には、当社が前項により賃料金を返還しないものとします。

1.7条 (賃料金に係る事由により交通事故を起こしたとき)

当社は、賃料金に係る事由により交通事故を起こしたとき。

1.8条 (賃料金に係る事由により使用不能となったとき)

借受人は、レンタカーが借受人に引き渡される前に瑕疵により使用不能となった場合には、第22条第3項による処置を受けたときを除き、貸達契約を解除することができるものとします。

1.9条 (不可抗力自由による貸達契約の中途終了) レンタカーの貸達期間中において天災その他の不可抗力の事由によりレンタカーが使用不能となった場合には、貸達契約は終了するものとします。

借受人は、前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとします。

1.10条 (中途解約) 借受人は、借用期間中であっても、当社の同意を得て貸達契約を解約することができるものとします。この場合には、借受人は、第25条の中途解約手数料を支払うものとします。

借受人の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障のため貸達期間中に遅延したときは、貸達契約を解約したものとします。

前項によりレンタカーを返還したときは、当社は第4条により受領した賃料金を返還しないものとします。

1.11条 (借用条件の変更) 借受条件の成立後、第3条第2項の借用条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承認を受けなければならないものとします。

当社は、前項による借受条件の変更によって賃貸業務に支障が生ずるときは、その変更を承認しないことがあります。

1.12条 (貸達契約の締結の拒否) 当社は、借受人が次の各号の1に該当する場合には、貸達契約の締結を拒絶することができるものとします。

1.13条 (貸し渡しの拒否) 借受人が次の各号の1に該当する場合には、貸達契約の締結を拒絶するものとします。

1.14条 (運転免許証) 借受人は、運転免許証を提出するものとします。

1.15条 (運行前点検) 借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の進行前点検並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないことを確認したうえで当該レンタカーを貸し渡すものとします。

当社は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を見出した場合には、交換等の措置を講ずるものとします。

当社は、レンタカーを引き渡したときは、運輸支局長が定めた内容を記載した所定の自動車販賣証を借受人に交付するものとします。

1.16条 (賃料金) 当社が負担する第1条の賃料金は、レンタカー貸し渡し時に、運輸支局長に届け出で実施している料金表によるものとします。

当社が受領する賃料金の額は、基本料金及び貸し渡しに付帯する付帯料金の合計額とします。

1.17条 (賃料金改定に伴う処置) 前条第1項を第2条による予約をした後に改定したときは、前条第1項にかかるものとします。

1.18条 (責任)

1.19条 (定期点検) 当社は、道路運送車両法第48条の定期点検機関と協議したレンタカーを貸し渡すものとします。

1.20条 (進行前点検) 借受人は、借受期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の進行前点検を実施しなければならないものとします。

1.21条 (借受人の管理責任) 借受人は、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

前項の管理責任は、レンタカーの引き渡しを受けたときに始まり、当社に返還したときに終わるものとします。

1.22条 (運転行為) 借受人は、レンタカーの運転期間中、次の行為をしてはならないものとします。

1) 当社の承認及び道路運送法に基づく許可事を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類似する目的に使用すること。

2) レンタカーを販売し、又は他に供用の用に供する等当社の所有権を侵害することとなる一切の行為をすること。

3) レンタカーの自動車運送事業又は車両運送を偽装若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改修する等その状態を変更すること。

4) 他人の承認を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し、又は他車の意引若しくは押付しに使用すること。

5) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。

6) 当社の承認を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。

7) (賃料金改定の拒否) 借受人は、レンタカーの借用期間中、第11条第3項により交付を受けた自動車販賣証を携帯しなければならないものとします。

8) 借受人は、自動車運送證を紛失したとき、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

9) (賃料金改定) 借受人は、その責に掛かる事故によりレンタカーに損害を与えた場合には、当社に対してレンタカー修理期間中の営業補償として、別に定める損害賠償金を支払うものとします。

10) 当社は、この額を料金表に明示します。

11) 前項に定めるほか、借受人は、レンタカーを使用して第三者又は当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、借受人の責に帰する場合にのみ賠償せます。

第6章 自動車事故の処置等

第20条 (事故処理) 借受人は、レンタカーの借用期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次の手順によるところにより処理するものとします。

(1) 事故の状況等を当社に報告すること。

(2) 事故の原因に關し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを適時なく提出すること。

(3) 事故の原因に關し、第三者と元請又は協定をするときは、あらかじめ当社の承認をうけること。

(4) レンタカーの修理は、特に理由がある場合は除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

2 借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。

3 当社は、借受人のため当該レンタカーに係る事故の処置について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

4 第20条 (賃料金) 当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、借受人が負担した第19条第2項の損害賠償責任を次の限度内でんぶんするものとします。

(1) 人物賃料 1名限度額 無制限額（自賃料2,500万円を含む）

(2) 物物賃料 1事故限度額 500万円（免責額5万円）

(3) 車輌賃料 1事故限度額 免責額（免責額5万円）

(4) 搭乗者障害賃料 搭乗者1名あたり1,000万円の限度内で補償。

5 前項に定める賃料額は借受人に係る損害についての賃料の負担とします。

6 当社が第19条の元請人賃料限度額を超えて賃料の負担を負ったときは、借受人は、直ちにその超過額を当社に弁済するものとします。

7 損害保険又は補償制度の免責分については、特約した場合を除いて借受人の負担とします。

8 搭乗者傷害については、特約した場合に名300万円の限度内で補償するものとします。

9 当社が第20条の処置等を実行したときは、直ちに返却を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

10 借受人は、レンタカーの異常又は故障が借受人の故意又は過失による場合には、レンタカーの引き取り及び修理に要する費用を負担するものとします。

11 借受人は、レンタカーの貸し渡し前に存じた損傷により使用不能となつた場合には、当社からの代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとします。

12 借受人は、前項に定める処置を除き、レンタカーを使用できなかつたことにより生じる損害について当社に請求できないものとします。

13 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を問わないものとします。

14 借受人は、天災その他の不可抗力の事由により、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

15 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

16 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

17 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

18 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

19 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

20 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

21 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

22 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

23 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

24 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

25 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

26 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

27 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

28 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

29 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

30 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

31 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

32 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

33 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

34 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

35 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

36 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

37 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

38 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

39 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

40 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

41 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

42 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

43 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

44 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

45 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

46 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

47 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

48 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

49 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

50 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

51 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

52 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

53 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

54 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

55 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

56 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

57 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

58 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

59 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

60 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

61 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

62 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

63 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

64 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができなくなつた場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。

65 当社が第20条の不可抗力事由による免責) 当社は、天災その他の不可抗力の事由により、借受人が借用期間内にレンタカーを返却することができ